

堺市議会業務継続計画（BCP）（新旧対照表）

（下線部分は改正箇所）

現行		改正案	
目次	目次	目次	目次
1 計画の目的・方針	1	1 計画の目的・方針	1
2 議会BCPが対象とする災害	2	2 議会BCPが対象とする災害	2
3 対象災害発生時の議員の活動原則	2	3 対象災害発生時の議員の活動原則	2
4 対象災害発生時の議会の対応原則	2	4 対象災害発生時の議会の対応原則	3
5 対策会議について	3	5 対策会議について	3
(1) 対策会議の設置基準	3	(1) 対策会議の設置基準	3
(2) 対策会議の構成	3	(2) 対策会議の構成	3
(3) 対策会議の所掌事務	3	(3) 対策会議の所掌事務	4
(4) 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達	4	(4) 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達	4
(5) その他	4	(5) その他	4
6 各組織等の関係図	5	6 各組織等の関係図	6
7 対象災害発生時の議会の初動対応	6	7 対象災害発生時の議会の初動対応	7
(1) 議員	6	(1) 議員	7
(2) 議会事務局職員	6	(2) 議会事務局職員	7
8 対象災害時の議会運営について（危機事象を含む）	8	8 対象災害時の議会運営について（危機事象を含む）	9
(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合	8	(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合	9
(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に発生した場合	10	(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に発生した場合	11
9 会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応	11	9 会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応	12
10 その他の各種対応について	12	10 新型コロナウイルス感染症に係る対応について	13
資料1 業務継続にかかる事項一覧	13	11 その他の各種対応について	14
		資料1 業務継続にかかる事項一覧	16
		資料2 議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応等について	20
1 計画の目的・方針		1 計画の目的・方針	
大規模災害のような市民の生命、身体、財産に被害を及ぼす事象が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになるが、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。そのため、行政の執行機関では、このような非常事態であっても優先的に実		大規模災害のような市民の生命、身体、財産に被害を及ぼす事象が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになるが、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。そのため、行政の執行機関では、このような非常事態であっても優先的に実	

施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画(B C P Business Continuity Plan)を策定している。

一方、二元代表制のもと、議会においては、平時に必要とされる議事機関としての議案の審議及び審査を行うこと、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価することなどの機能を維持するとともに、災害が発生した場合には、議員が地域活動のなかで収集した地域情報を市の災害対策本部などの執行機関に伝達するなど、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも大切である。

これらのことから、堺市議会基本条例第2条に定めているように、議会として災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた堺市議会業務継続計画(以下「議会BCP」という。)を策定するものである。

※ 堺市議会基本条例
(議会の役割及び責務)

第2条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。

3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。

2 議会BCPが対象とする災害

次に示す規模で、かつ市の災害対策本部、危機管理対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部(以下「市災害対策本部等」という。)が設置される災害を対象とする。

- (1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 大阪府に津波警報(津波・大津波)が発表されたとき
- (3) 本市域に震度6弱以上の地震を観測したとき
- (4) 本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき
- (5) その他議長が議会BCPの適用を必要と認める災害またはその他危機事象、武力攻撃等が発生したとき

施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画(B C P Business Continuity Plan)を策定している。

一方、二元代表制のもと、議会においては、平時に必要とされる議事機関としての議案の審議及び審査を行うこと、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価することなどの機能を維持するとともに、災害が発生した場合には、議員が地域活動のなかで収集した地域情報を市の災害対策本部などの執行機関に伝達するなど、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも大切である。

これらのことから、堺市議会基本条例第2条に定めているように、議会として災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた堺市議会業務継続計画(以下「議会BCP」という。)を策定するものである。

※ 堺市議会基本条例
(議会の役割及び責務)

第2条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。

3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。

2 議会BCPが対象とする災害

次に示す規模で、かつ市の災害対策本部、危機管理対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部(以下「市災害対策本部等」という。)が設置される災害を対象とする。

- (1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 大阪府に津波警報(津波・大津波)が発表されたとき
- (3) 本市域に震度6弱以上の地震を観測したとき
- (4) 本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき
- (5) 本市域を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたとき

<p>※議会BCCPが対象とする災害を、以下「対象災害」という。</p> <p>3 対象災害発生時の議員の活動原則</p> <p>(1) 議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、率先して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。</p> <p>(2) 発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、当局（市長その他の執行機関をいう。）への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。なお、必要に応じて被災情報等を、後述する「堺市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を通じて市災害対策本部等に伝達する。</p> <p>(3) 議会BCCPにおける活動原則の準用として、対策会議を設置しない程度の災害であっても、議員は議会BCCPに規程する「対象災害発生時の議員の活動原則」を尊重して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行い、当局への要請などは、議会事務局を通じて当局（危機管理室）へ伝達し、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮するものとする。（※活動原則の準用は議長が判断する。）</p> <p>（新 設）</p> <p>4 対象災害発生時の議会の対応原則</p> <p>(1) 議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。</p> <p>(2) 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。</p> <p>(3) 議会BCCPが対象とする期間は、対象災害発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。</p>	<p>(6) その他議長が議会BCCPの適用を必要と認める災害またはその他の危機事象、武力攻撃等が発生したとき</p> <p>※議会BCCPが対象とする災害を、以下「対象災害」という。</p> <p>3 対象災害発生時の議員の活動原則</p> <p>(1) 議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、率先して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。</p> <p>(2) 発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、当局（市長その他の執行機関をいう。）への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。なお、必要に応じて被災情報等を、後述する「堺市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を通じて市災害対策本部等に伝達する。</p> <p>(3) 議会BCCPにおける活動原則の準用として、対策会議を設置しない程度の災害であっても、議員は議会BCCPに規程する「対象災害発生時の議員の活動原則」を尊重して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行い、当局への要請などは、議会事務局を通じて当局（危機管理室）へ伝達し、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮するものとする。（※活動原則の準用は議長が判断する。）</p> <p>（新 設）</p> <p>4 対象災害発生時の議会の対応原則</p> <p>(1) 議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。</p> <p>(2) 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。</p> <p>(3) 議会BCCPが対象とする期間は、対象災害発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。</p>
<p>(6) その他議長が議会BCCPの適用を必要と認める災害またはその他の危機事象、武力攻撃等が発生したとき</p> <p>※議会BCCPが対象とする災害を、以下「対象災害」という。</p> <p>3 対象災害発生時の議員の活動原則</p> <p>(1) 議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、率先して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。</p> <p>(2) 発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、当局（市長その他の執行機関をいう。）への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。なお、必要に応じて被災情報等を、後述する「堺市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を通じて市災害対策本部等に伝達する。</p> <p>(3) 議会BCCPにおける活動原則の準用として、対策会議を設置しない程度の災害であっても、議員は議会BCCPに規程する「対象災害発生時の議員の活動原則」を尊重して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行い、当局への要請などは、議会事務局を通じて当局（危機管理室）へ伝達し、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮するものとする。（※活動原則の準用は議長が判断する。）</p> <p>（新 設）</p> <p>4 対象災害発生時の議会の対応原則</p> <p>(1) 議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。</p> <p>(2) 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。</p> <p>(3) 議会BCCPが対象とする期間は、対象災害発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。</p>	<p>(6) その他議長が議会BCCPの適用を必要と認める災害またはその他の危機事象、武力攻撃等が発生したとき</p> <p>※議会BCCPが対象とする災害を、以下「対象災害」という。</p> <p>3 対象災害発生時の議員の活動原則</p> <p>(1) 議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、率先して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。</p> <p>(2) 発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、当局（市長その他の執行機関をいう。）への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。なお、必要に応じて被災情報等を、後述する「堺市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を通じて市災害対策本部等に伝達する。</p> <p>(3) 議会BCCPにおける活動原則の準用として、対策会議を設置しない程度の災害であっても、議員は議会BCCPに規程する「対象災害発生時の議員の活動原則」を尊重して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行い、当局への要請などは、議会事務局を通じて当局（危機管理室）へ伝達し、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮するものとする。（※活動原則の準用は議長が判断する。）</p> <p>（新 設）</p> <p>4 対象災害発生時の議会の対応原則</p> <p>(1) 議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。</p> <p>(2) 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。</p> <p>(3) 議会BCCPが対象とする期間は、対象災害発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。</p>

<p>また、通常体制にもどった後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。</p> <p>5 対策会議について</p> <p>(1) 対策会議の設置基準</p> <p>議長は、市災害対策本部等の設置に対応して、対策会議を設置する。ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び正副議長運営委員会委員長と対策会議の設置について協議する。</p> <p>(2) 対策会議の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派代表者（交渉会派にあっては会派の代表者とし、<u>非交渉会派等にあっては、当該議員を代表する議会運営委員会委員</u>とする。以下「<u>会派等の代表者</u>」という。）をもって構成する。 ・対策会議は、議長を座長に、副議長を副座長とする。 ・対策会議は、座長が招集する。 ・座長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。 ・副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。 ・座長、副座長に共に事故等があるときは、次に定める順序によりその職務を代理する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会運営委員会委員長 2. 議会運営委員会副委員長 3. 構成議員のうち期数・年齢順の上位から選出 <ul style="list-style-type: none"> ・会派等の代表者に事故等があるときは、当該会派等の議員が代理する。 <p>(3) 対策会議の所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供 ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達 ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応 ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整 ・国等に対する要望活動の調整 ・関係自治体議会との連携・協力 ・本会議、委員会（分科会を含む。以下の項について同じ。）の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議 ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項 <p>(4) 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達</p>	<p>また、通常体制にもどった後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。</p> <p>5 対策会議について</p> <p>(1) 対策会議の設置基準</p> <p>議長は、市災害対策本部等の設置に対応して、対策会議を設置する。ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び議会運営委員会正副委員長と対策会議の設置について協議する。</p> <p>(2) 対策会議の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派代表者（交渉会派にあっては会派の代表者とし、<u>非交渉会派等にあっては当該議員を代表する議員（堺市議会運営委員会要綱第2条の2に規定する委員外議員）</u>とする。以下「<u>会派等の代表者</u>」という。）をもって構成する。 ・対策会議は、議長を座長に、副議長を副座長とする。 ・対策会議は、座長が招集する。 ・座長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。 ・副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。 ・座長、副座長に共に事故等があるときは、次に定める順序によりその職務を代理する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会運営委員会委員長 2. 議会運営委員会副委員長 3. 構成議員のうち期数・年齢順の上位から選出 <ul style="list-style-type: none"> ・会派等の代表者に事故等があるときは、当該会派等の議員が代理する。 <p>(3) 対策会議の所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供 ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達 ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応 ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整 ・国等に対する要望活動の調整 ・関係自治体議会との連携・協力 ・本会議、委員会（分科会を含む。以下の項について同じ。）の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議 ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項 <p>(4) 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達</p>
---	---

- ・市災害対策本部等から収集した情報は、対策会議を通じて議員に伝達する。必要に応じて、危機管理室等当局の報告を求める。
- ・議員が収集した地域の災害情報や当局への要望については、対策会議において内容を精査し、市災害対策本部等に提供する。

(5) その他

上記のほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、対策会議で協議して決定する。また、会議の内容を記録する。

(参考) 堺市議会災害対策会議組織図

構成議員	議長	副議長	議会議長 議会議長 各会派の代表者 各派に置かない場合は、臨時議事委員を委員
役員	議長	副議長	委員
任	<p>堺市議会災害対策会議を設 置し、会議を招集し、事務を 統括する。</p> <p>次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供 ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達 ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応 ・市災害対策本部等への要望等の調整 ・国等に対する要望活動の調整 ・関係自治体議会との連携・協力 ・本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議 ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項 		

6～9 (省略)

(新設)

- ・市災害対策本部等から収集した情報は、対策会議を通じて議員に伝達する。必要に応じて、危機管理室等当局の報告を求める。
- ・議員が収集した地域の災害情報や当局への要望については、対策会議において内容を精査し、市災害対策本部等に提供する。

(5) その他

上記のほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、対策会議で協議して決定する。また、会議の内容を記録する。

(参考) 堺市議会災害対策会議組織図

構成議員	議長	副議長	議会議長 議会議長 各会派の代表者 非交代会派等の代表者
役員	議長	副議長	委員
任	<p>堺市議会災害対策会議を設 置し、会議を招集し、事務を 統括する。</p> <p>次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供 ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達 ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応 ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整 ・国等に対する要望活動の調整 ・関係自治体議会との連携・協力 ・本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議 ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項 		

6～9 (省略)

10 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

(1) 議会の対応原則

- ① 議会機能を適正に果たすため、議員が感染した場合は濃厚接触者となった場合の基本的な対応を明らかにする(20頁参照)とともに、当局と感染状況や感染拡大防止に向けた取組に係る情報を共有し、協力・連携体制を整える。
- ② 議長が議事事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会として

の対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は同会議活動に従事する。

③ 議会BCPが対象とする期間は、緊急事態宣言が発令されている間とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。

また、通常体制にもとつた後の議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

(2) 対策会議の設置基準、開催方法等

① 対策会議の設置基準

議長は、緊急事態宣言の発令に対応して、対策会議を設置する。

ただし、状況判断が必要ときは、議長が副議長及び議会運営委員会正副委員長と対策会議の設置について協議する。

② 対策会議の開催方法

感染防止対策（消毒液の設置、マスクの着用、換気の実施）を施したうえで、対策会議を開催する。

なお、感染症においては議員が参加することで感染リスクが高まることもあるため、議長の判断において、オンラインを活用した対策会議の開催ができるものとする。

③ 対策会議の構成

3頁と同様。

④ 対策会議の所掌事務

4頁と同様。

⑤ 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達

4頁と同様。

⑥ その他

4頁と同様。

(3) 各組織等の関係図

6頁と同様。

(4) 議会の初動対応

議員が感染した場合又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応等については、令和2年8月24日議会運営委員会申合せ（20頁参照）のとおりとする。

(5) 議会運営について

① 定例会会期中に議員の感染が判明した場合

議会運営委員会（状況に応じて委員協議、予算・決算理事会）を開き、定例会中の会議日程の変更等を検討する。

議会事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・議会事務局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと議会フロア内の使用を制限し、議場、委員会室、議員控室を中心に消毒作業を実施する。

② 閉会中に議員の感染が判明した場合

議長は、その都度、感染状況等を踏まえ、4 役会議の招集を判断する。

また、状況に応じて、議会運営委員会や委員協議を開き、今後の会議日程の変更等を検討する。

議会事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・議会事務局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと議会フロア内の使用を制限し、感染者が長時間滞在した語室を中心に消毒作業を実施する。

③ 会議（本会議・委員会）開催にあたっての感染防止対策

マスクの着用、消毒液の設置、本会議・委員会中の換気、理事者の入れ替え等、感染防止対策を十分講じた上で本会議・委員会を開催する。

10 その他の各種対応について

(1) 他の計画等との関係

① 堺市業務継続計画との整合性を図る。

② 議会事務局の危機管理マニュアルの内容は、議会BCPの内容を踏まえたものとすること。

(2) 研修及び訓練

議会BCPの実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会、又は議会BCPをふまえた訓練（図上訓練等）を適宜実施するものとする。

(3) 議会BCPの見直し

議会は、新たな課題や状況の変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行っていくものとする。

資料 1（省略）

11 その他の各種対応について

(1) 他の計画等との関係

① 堺市業務継続計画との整合性を図る。

② 議会事務局の危機管理マニュアルの内容は、議会BCPの内容を踏まえたものとすること。

(2) 研修及び訓練

議会BCPの実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会、又は議会BCPをふまえた訓練（図上訓練等）を適宜実施するものとする。

(3) 議会BCPの見直し

議会は、新たな課題や状況の変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行っていくものとする。

資料 1（省略）

議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応等について

議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は濃厚接触者となった場合の、
堺市議会における基本的な対応等については、次のとおりとする。

- 1 感染者が発生した場合等における対応等について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者となった場合等の連絡
議員本人が
 - ①保健所または医療機関から濃厚接触者として連絡が入ったとき
 - ②医師から PCR 検査を受けるよう指示されたとき
 - ③PCR検査を希望し、PCR検査を受けるとき
 - ④PCR検査または抗原検査を受け、検査の結果が出たとき
 は、直ちに議会事務局総務課に連絡するものとする。
(※ 土曜・日曜・祝日・夜間についても、同様の対応とする。)
 - (2) 確認事項等 (様式 1 参照)
議会事務局総務課は、議員本人から上記 (1) の連絡を受けたときは、次の事項について確認するものとする。
 - ・感染者又は濃厚接触者となったことが明らかとなった日時
 - ・議会フロア内における滞在や圧動の状況、立ち寄った場所などの詳細
 - ・PCR検査を受ける日及び検査結果が出る日
 - ・その他、保健所から聞き取られた内容
 - (3) 確認結果を踏まえた対応 (正副議長等への連絡、消毒の実施等)
上記 (2) 確認後、議会事務局総務課は、次のとおり対応するものとする。
 - ・議長が、その都度、状況に応じて連絡範囲を判断する。
 - ・確認結果等から、感染者が長時間滞在した諸室を中心に議会フロア内の消毒を実施し、状況により、感染拡大防止のため、議会フロア内の使用を制限
 - ※ その際は全議員にメールにて通知
 - ・保健所の調査 (濃厚接触者の特定、消毒場所の確定) に協力
 - (4) 感染者に関する報道提供 (資料提供、堺市ホームページへの掲載)
議会事務局総務課は、議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、支障がない限り、大阪府報道発表後に、次の情報を報道提供するものとする。
 - ・氏名 (※当番は議員個々の判断による)
 - ・年齢 (年代)
 - ・経過、症状
 - ・主な行動歴
 - ・その他必要な事項
- 2 堺市議会災害対策会議について
定例会会会期中に議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、議員及び理事者の感染拡大防止に係る対応の状況を踏まえ、堺市議会災害対策会議の設置について、議長が判断するものとする。
- 3 その他
 - ・日頃から感染防止の取組みと体調管理を徹底すること。
 - ・発熱や咳などの症状がある場合は、登庁を自粛し、医療機関を受診すること。

様式1

取扱注意

議会事務局総務課長 宛て

「新型コロナウイルス感染症への感染に関する報告」について

(第一報(濃厚接触者となったとき) ・ 第二報(PCR検査の結果が判明したとき))

■報告者

議員氏名	(連絡先)
------	-------

■経過・症状、主な行動歴等 (必要に応じて加工して使用してください)

(濃厚接触者となった日)	令和 年 月 日
(現在の症状)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 どのような症状か ()
(症状が出た日)	令和 年 月 日
(医療機関を受診した日、病院名)	令和 年 月 日 病院名 ()
(PCR検査を受ける日)	令和 年 月 日
(PCR検査の結果が出る日)	令和 年 月 日
(保健所から指示のあった自宅待機期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(濃厚接触者となった日以降の登庁状況)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 その対応状況は ()

保健所に伝えた内容

(主な行動歴)

(濃厚接触者の有無、有の場合は濃厚接触の状況)

無 有 濃厚接触の状況は ()

(その他、保健所から聞き取られた内容)

<報告先> 議会事務局 総務課

FAX 072-228-7881

メールアドレス giso@city.sakai.lg.jp

TEL 072-228-7811